

- Saussure, Ferdinand de. (1989 [1916]) *Cours de linguistique générale*. Ed. Critique par Rudolf Engler. Wiesbaden: Harrassowitz.
- Sawyer, J. F. A. and J. M. Y. Simpson (2001) *Concise Encyclopedia of Language and Religion*. Amsterdam: Elsevier.
- Song Ki-Joong. (2011) Ancient Indian and Chinese models of sound classification and their reflections in the writing systems. *Scripta* 3, 25–43.
- Sohn, Ho-min (1997) Orthographic divergence in South and North Korea. In Young-Key Kim-Renaud (ed.) *The Korean Alphabet. Its History and Structure*. (pp. 193–217). Honolulu: University of Hawai'i Press.
- TDIL (Technology Development for Indian Languages) 2008–2009. <http://www.ildc.gov.in/>
- Tranter, N. (2008) Nonconventional script choice in Japan. *International Journal of the Sociology of Language* 192, 133–151.
- TRON http://en.wikipedia.org/wiki/TRON_%28encoding%29
- Van Hout, R. and U. Knops (1988) *Language Attitudes in the Dutch Language Area*. Berlin, New York: De Gruyter.
- Versteegh, K. (2002) Dead or alive: the status of the standard language. In J. N. Dams, M. Jense and S. Swain (ed.) *Bilingualism in Ancient Society*. (pp. 52–74). Oxford: Oxford University Press

| | Roman alphabetic | Arabic consonant alphabetic (abjad) | Chinese logographic | Kana syllabic | Devanagari alphasyllabic, linear (abugida) | Hangul Alphasyllabic compact |
|--------------------------------|---|--|---|--|--|------------------------------|
| Ordering principle | arbitrary Semitic derived | graphic similarity of letters | 6 classes, radicals, number of strokes | 50 sounds table; mnemonic pangram <i>t-ro-ha</i> | akshara a ā l i u ū ka kh a gha ... | Phonetic iconic |
| Dictionary | word-based | rhyme roots word initials | characters words | characters thesaurus pronunciation | varnamala 'garland of letters' | word-based |
| Orthography | Deep morpho-phonemic shallow (phonemic) | deep (with Vs) shallow (without Vs) | lexical (syllabic) | syllabic (lexical) | syllabic (aksharas) | phonemic syllabic |
| Purism Language Writing | | | | | | |
| Arrest change | no | no | no | no | no | no |
| Diglossia | Medieval Latin Romance vernaculars | Classical Arabic Modern Arabic vernaculars | Classical Chinese Chinese Japanese Korean | vernacular writing | Sanskrit South Asian languages | vernacular writing |

中央ヨーロッパと東・東南アジアの類似性：言語と民族と国家の規範的同型性¹

Tomasz Kamusella

University of St Andrews, Scotland, UK

言語と民族と国家の規範的同型性

中央ヨーロッパの民族言語に基づくナショナリズムにとっての言語の重要性は、これまでのナショナリズム研究で繰り返し指摘されてきたが、この種のナショナリズムについて、焦点を絞った分析や広範囲の比較を可能とするような明確な定義は見たことはない。そこで本稿では、政策決定の場で実際に観察される中央ヨーロッパにおける国民国家の建設や維持の実践を通して、このイデオロギーを定義し、民族言語ナショナリズムの概念を操作可能なものとすることを目的にする。

そうした実践では、「真に正当な」国民国家は、その領土に共通の言語を話す人々だけが住んでいる国家であると主張される傾向がある。そうした言語——通常は国語——は他の国家や国民と共有されることはない。その言語を話す者が民族=国民と定義される。さらに、国民国家の領土には、国語とは異なる言語を公用語とするいかなる自治集団も存在すべきではない。また、その国民国家の国語を公用語としてもつ自治集団が、その国家の外に存在することも許されない。結果として、こうした計画が実施された場所では、言語と民族と国家の緊密な空間的・イデオロギー的な（象徴的）重なりが生じる。こうした民族言語ナショナリズムの基礎的構造を、「言語と民族と国家の規範的同型性 normative isomorphism」と呼ぶ（Kamusella 2006）。

以下、中央ヨーロッパにおいて民族言語に基づく国民国家のモデルが出現し、それが普及していく過程を解明するために、こうした言語と民族と国家の規範的同型性の分析手法の活用法を簡単に提示し、その後それを東アジアおよび東南アジアに拡大適用する。その他の手法と同様、規範的同型性の分析手法にも固有の限界があるため、それを明らかにし、分析結果の歪みを最小限にするためのデータの扱い方を提案する。

通時的観点

最初の同型的な（民族言語に基づく）国民国家は、19世紀の後半にバルカン半島に現れた。それは第一次世界大戦後に、中央ヨーロッパで規範的同型性が国民国家の建設や民族

¹ 注意：進行中の研究であるため引用はお控えください。

国家の正当化・維持の基本的な手法となる前の話である。以下の表は、1864年から1913年の期間の各年度の状況を示している。それぞれの年（またはその前の数年間）に出現した新しい同型的国家が太字で、また第三列目には同型的な地位を失った国家の名称、括弧の中にその要因が示されている。

| 年 | 同型的国家 | 同型的国家の数 |
|------|-------------------------|---------------|
| 1864 | ギリシア | 1 |
| 1866 | ギリシア、ルーマニア | 2 |
| 1885 | ブルガリア、ルーマニア | 2 ギリシア [キプロス] |
| 1905 | ブルガリア、ノルウェー、ルーマニア | 3 |
| 1913 | アルバニア、ブルガリア、ノルウェー、ルーマニア | 4 |

表1

ギリシアは、1864年のイオニア諸島合衆国との合併により、国民国家としてはじめて規範的同型性の要件を満たすことになった。それ以前からその2つの国家はギリシア語を公用語として共有していたが、まさにそのために同型的国家となることが妨げられていた²。

1859年から1866年にかけてのルーマニアの国民国家建設の過程の最終段階で、モルダヴィア公国とワラキア公国が単一の国家となった。その際、ルーマニアという名前が新たに考案され、ルーマニア語が唯一の公用語かつ国語となった。1878年にブルガリアはオスマン帝国から事実上の独立を果たし、ブルガリア語を唯一の公用語かつ国語と制定しており、同型的国家の仲間入りをほぼ達成していたが、オスマン帝国の東ルメリ自治州でも、ブルガリア語は公用語のひとつとされていた。7年後にその自治州を併合することで、ブルガリアはようやく規範的同型性の理想を実現した。

ブルガリアの建国の年（1878年）、オスマン領キプロスがギリシア語を公用語のひとつとするイギリス保護領となったことが原因で、ギリシアは同型的な地位を失っている。第一次世界大戦前の10年間に、ノルウェーとアルバニアが、それぞれ1905年にデンマークから、1913年にオスマン帝国から独立を果たした。両国家ではそれぞれノルウェー語とアルバニア語が公用語かつ国語とされ、規範的同型性の原則に適う民族言語に基づく国民国家となった。

² 当然、ギリシア語はオスマン帝国における正教派ミッレトの公用語のひとつであった。しかし、ミッレトは非領域的な申告による自治制度であり、領域的国家についてのウェストファリアの論理に従っていなかった。結果として、(東西)ヨーロッパの観点からは、オスマン(・トルコ語)のみがその帝国の公用語であり、ミッレトの言語はヨーロッパ人にとっては「少数派言語」でしかなかった。

言語と民族と国家の規範的同型性の厳しい条件のすべてを満たす民族言語的国民国家のモデルは、バルカン半島ではじめて生じたように見える。おそらくその理由は、19世紀初頭以降に建国されたバルカン半島の国民国家のイデオロギー的基盤が、次第に宗教から言語へと変わってきたことだろう。また、そうした変化は、イタリア王国やドイツ帝国といった軍事的・経済的に成功した国家の例に刺激を受ける形で生じたと考えられる。両国はあらゆる（イタリア語話者という意味での）イタリア人やあらゆる（ドイツ語話者という意味での）ドイツ人のための「故国」となることを目的とする民族言語的な国民国家として、それぞれ1861年と1871年に設立されていた。

第一次世界大戦は、中央ヨーロッパの非民族的な多民族帝国、オーストリア・ハンガリー帝国やロシア帝国、オスマン帝国を崩壊させた。パリ講和会議で、連合国はこれらの帝国を民族言語に基づき明確に定義された国民国家へと置き換えた。このように規範的同型性は北方へ「移動した」（表2参照）。1917年に新たに建国されたウクライナは同型的国民国家の仲間入りをしたが、翌年には、ガリツィアに別のウクライナ人の国家（西ウクライナ人民共和国）が出現したこと、その地位を失った。1920年に、双方のウクライナ人国家は統合され（統合Zluka条約）、新しいウクライナ人の国民国家は同型的な地位を回復した。（表の第2列目の「同型的国家」の欄には、国家がそれ以前に喪失していた同型的な地位を回復した簡単な理由を中括弧で示されている）。

| 年 | 同型的国家 | 同型的国家の数 |
|------|---|---|
| 1916 | アルバニア、ブルガリア、ノルウェー、ルーマニア | 4 |
| 1917 | アルバニア、ブルガリア、ノルウェー、ウクライナ ルーマニア [モルドヴァ] | 4 |
| 1918 | アルバニア、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ノルウェー、ポーランド | 9 ウクライナ [西ウクライナ] |
| 1919 | アルバニア、ブルガリア、エストニア、ラトヴィア、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア [モルドヴァ併合] | 7 ベラルーシ [消滅]、ハンガリー [共産主義スロヴェニア]、リトアニア [ペロヤ] |
| 1920 | アルバニア、ブルガリア、チェコ・スロバキア、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、ノルウェー、ポーランド [共産主義ガリツィア] | 9 |

| | |
|------------------|--|
| ルーマニア、ウクライナ {統合} | |
|------------------|--|

表2

同じような進展がルーマニアでも見られた。旧ロシア領のベッサラビア州にモルダヴィア民主共和国が存在した 1917 年から 1918 年の期間、ルーマニアは同型的国家ではなかった。ルーマニア語話者の両国家は 1918 年に合併に合意し、これにより 1919 年にルーマニアは再び完全に同型的国家となった。

1919 年初頭、ソヴィエトの侵攻を受けて、国民国家としてのベラルーシは消滅した。また同年 6 月には、スロヴァキア語とハンガリー語を公用語とする短命のスロヴァキア評議会共和国が建国され、ハンガリー評議会共和国は同型的な地位を失った。さらに、リトアニアとポーランドも同型的国家のグループから外れた。リトアニアについては非民族的なペロヤ共和国（1918–1923 年、公用語はリトニア語）の建国、ポーランドについてはガリツィア評議会社会主義共和国の建国が要因となった。後者は、ポーランド・ソヴィエト戦争（1919–1921 年）の中でソヴィエトにより設立された、ウクライナ語とポーランド語、イデッシュ語を公用語とする短命の社会主义共和国であった。そして最後に重要なことは、1918 年にチェコ・スロヴァキアがヨーロッパの政治地図に登場し、そのわずか 2 年後に規範的同型性の理想を実現したことである。その際、チェコ語とスロヴァキア語の両公用語は、その 2 つの変種から構成されるチェコ・スロヴァキア語という名の单一の言語に置き換えられた。

このように——言語と民族と国家の規範的同型性の分析手法を通して——中央ヨーロッパの政治的輪郭の変化を概観することで、2 つの現象が明らかになる。ひとつはヨーロッパ大陸のこの地域における第一次世界大戦後の政治組織の不安定さであり、もうひとつは中央ヨーロッパ全域で、民族言語に基づくナショナリズムが、国民国家の建設や国家の正当化にまつわる唯一の論理的なイデオロギーとして広く受け入れられていることである。こうした新しい政治状況は 1920 年代半ばには安定し、——概略的に言えば——民族言語ナショナリズムは中央ヨーロッパを他の地域から区別する特徴となった。こうした状況は今日にまで続いている。

同型的国家以外の政治機構

1989 年に共産主義体制が崩壊した時、中央ヨーロッパには同型的国民国家は、ブルガリ

ア、ノルウェー、ポーランドの 3 つしか存在していなかった。その 20 年前の 1969 年にチエコ・スロヴァキア、1974 年にユーゴスラヴィアが連邦化され、そうした国家の数は著しく減少していた。ユーゴスラヴィア連邦では、セルビアのコソボ自治州で、アルバニア語がセルボ・クロアチア語と並ぶもうひとつの公用語として認められていた。同じような状況が、セルビアのヴォイヴォディナ自治州でも見られた。そこでは、国家語のセルボ・クロアチア語とは別に、ハンガリー語、ルーマニア語、ルシン語、スロヴァキア語が公用語となっていた。

規範的同型性の観点からすると、こうしたアルバニア語やハンガリー語、ルーマニア語の公用語化は、アルバニア、ハンガリー、ルーマニアから同型的国家の地位を奪うことであった。逆に、1990 年にコソボとヴォイヴォディナの自治州の地位が廃止されると、それら 3 つの国民国家は同型的な地位を回復することになった（表 3 を参照）。同様に、1993 年にチエコ・スロヴァキアがチエコ共和国とスロヴァキアに分裂した時、セルビアのヴォイヴォディナ自治州ではすでにスロヴァキア語の公的使用が中止されていたため、スロヴァキアは規範的同型性を獲得した。

| 年 | 同型的国家 | 同型的国家の数 |
|------|--|------------------------------|
| 1989 | ブルガリア、ノルウェー、ポーランド | 3 |
| 1990 | アルバニア、ブルガリア、ハンガリー、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア {ヴォイヴォディナとコソボの自治権の剥奪} | 6 |
| 1991 | アルバニア、ベラルーシ、ブルガリア、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア、ウクライナ | 14 |
| 1992 | アルバニア、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア | 12 クロアチア [ボスニア]、ウクライナ [クリミア] |
| 1993 | アルバニア、ベラルーシ、ブルガリア、チエコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア | 14 |

表 3

以上のような同型的国家の数の不安定さの要因として、ひとつには分析手法上の盲点がある。この手法では、ある同型的国民国家の外にある国家や自治領が、その国民国家の国

語を自らの公用語と宣言した場合、その国民国家は自動的に同型的な地位を失うと考えるためである。今日の世界では、国家主権の原則により、こうした事態が生じないように、元の国民国家が何らかの措置を講じることは許されないのである。とはいっても、規範的同型性の分析手法を用いることで、同型的国家の数の急落が示されても、それは中央ヨーロッパにおける民族言語ナショナリズムの政治的・社会的な重要性が低下していると考えるべきではない。そこでこの点を強調するために、「同型的国家」のカテゴリーとは別に、「同型性の獲得を望む国家〔準同型的国家〕」のカテゴリーを加えることにしよう。後者は、多くの場合、国境外の動きにより、規範的同型性の理想の実現が妨げられている国家である。

こうした同型的国家と「準同型的国家」の2つのグループを合わせることで、様々な時代における民族言語ナショナリズムの領域的広がりを適切に反映することができるだろう。表4に、2007年時点での中央ヨーロッパの全35か国をより詳細にまとめている。これまでの分析とは異なり、同型的国民国家以外にも分析対象が広げられている。表には準同型的国民国家が挙げられているほか、非同型的国家も「他の民族言語に基づく国家」と「民族言語に基づかない国家」という2つの下位カテゴリーに分けて提示されている。前者のグループは、言語を何かしらのイデオロギー的な目的のために用いてはいるものの、それが国家独立の唯一の基盤とはなっていない国民国家が含まれる。最後の民族言語に基づかない国家のグループは、民族言語に基づくナショナリズムの論理とは完全にまたはほとんど無関係な他のあらゆる国家が含まれる。

紙面の制約もあり、それぞれの国家を特定の欄に分類した根拠を詳細に示すことはできない。また、恣意的または疑問の余地が残る方法で分類された境界的な事例が存在することも事実である。他の研究者が表を少しまたは大幅に再整理してくれることを期待する。この言語と民族と国家の規範的同型性の探索的手法が、民族言語ナショナリズムの解明にとって万能であると言いたいわけではないのである。それでも、しかしながら、関心のある研究者や観察者が、既存の政治機構の領域での民族言語ナショナリズムの分布や影響、その他の力学についての比較を行う上での助けにはなるだろう。

| 同型的国家 | 同型性の獲得を望む国家 | 他の民族言語に基づく国家 | 民族言語に基づかない国家 | 分析対象の国家の総数 | 分析対象の国家の総数に対する同型的国家の割合 | 分析対象の国家の総数に対する同型性の獲得を望む国家の割合 |
|-------|-------------|--------------|--------------|------------|------------------------|------------------------------|
| | | | | | | |

| | | | | | 家の比率 | 家を合わせた比率 |
|---|--|---|---|----|------|----------|
| アルバニア、ブルガリア、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マケドニア、モンテネグロ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア [14] | ボスニア、クロアチア、ギリシャ、マケドニア、モンテネグロ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア [13] | オーストリア、ベラルーシ、デンマーク、リヒテンシュタイン、ギリシャ、ルクセンブルク、モルドバ、セルビア、スウェーデン、トルコ、ウクライナ [4] | アトス山、ロシア連邦、主権基地領アクトゥィリおよびデケリア、沿ドニエストル共和国 [4] | 35 | 40% | 77% |

表4：2007年での中央ヨーロッパの同型的国家とそれ以外の国家

以上の点に留意し、完全に同型的国家と準同型的国家について考察することで、中央ヨーロッパにおける民族言語ナショナリズムの現在の広がりと影響力を測定してみよう。2007年時点でのその2つのグループの国民国家の数は27で、中央ヨーロッパの全国家の約77%に相当する。

人口と言語

国家自身は、人口統計学的な規模や領土に大きな違いがあるため、分析や比較をする上の理想的な単位ではない。生じる歪みを小さくするために、分析対象の国家の人口も考慮することにしよう（表5を参照）。人口統計学的な観点からすると、2007年の時点で、同型的国民国家の数は中央ヨーロッパの全国家の半数近くを占めていた一方、その人口は地域の住民の27%に過ぎなかった。しかし、同型的国民国家と準同型的国民国家を合わせた人口は全体の86%で、中央ヨーロッパの国家数に対する同型的国民国家と準同型的国民国家の比率を上回っていた。

従って、今日の中央ヨーロッパでは、(10%ほどの人々を除いて) ほぼすべての人々が同型的国民国家と準同型的国民国家に居住していると言える。それらの人々は言語と民族と国家の規範的同型性の影響や働きにさらされている。彼らは、学校で、マスメディアを通して、または国家の官僚機構とのやり取りを通して、日々の生活の中でそれを受け入れているのである。このようにして、彼らは、民族言語ナショナリズムは「自明のカテゴリー」、いわばまさに「社会的・政治的な常態」と思い込むようになる。同型的国家と準同型的国家の住民にとって、「普通の」「正真正銘の」正当な政治機構とは、言語と民族と国家の規範的同型性の要件を完全に満たす民族言語に基づいた国民国家のことである。中央ヨーロッパ各地で、こうした規範的な信念が大多数の人々の中に深く根付くことで、この地域のまさに政治秩序の基盤としての民族言語ナショナリズムのイデオロギーは永続するのである。

| 同型的国家の人口 | 同型性の獲得を望む国家の人口 | 他の民族言語に基づく国家の人口 | 民族言語に基づかない国家の人口 | 分析対象の全国家の人口 | 分析対象の国家の全人口に対する同型的国家と同型性の獲得を望む国家の人口比 | 分析対象の国家の全人口に対する同型的国家と同型性の獲得を望む国家の合計人口の比率 |
|-----------|----------------|-----------------|-----------------|-------------|--------------------------------------|--|
| 1億1,253万人 | 2億4,516万人 | 2,329万人 | 3,507万人 | 4億1,632万人 | 27% | 86% |

表5：2007年の規範的同型性と人口

東・東南アジアにおける同型性

はるか遠くへの視線

はじめて言語と民族と国家の規範的同型性の分析に着手した時、民族言語的な国民国家の唯一のグループは中央ヨーロッパでしか生じないと考えていた。アイスランド（アイスランド語という固有の国語を有し他のいずれの国家や政治機構ともそれを共有していない）やトルクメニスタン（トルクメニスタン語）、ブータン（ゾンカ語）、モルディブ（モルディブ語）といった中央ヨーロッパの外に存在する民族言語的国家は、あくまで稀な特殊事例、歴史の偶発的出来事や無作為の要求の産物であり、中央ヨーロッパで見られるような

集中的な「イデオロギー的計画」の産物とは違うと思っていた³。

しかしながら、同型的国家の調査の対象を世界に広げてみると、そこにいくつかの規則性が見えてきた。まず、そうした民族言語的国家の「特殊事例」はユーラシア大陸に限定されるということである。現在、アフリカ大陸やアメリカ大陸には、同型的国民国家や準同型的国民国家が存在しないようである。それらの地域では、地域の民族言語に基づく文化は、一連の西洋の植民地主義や帝国主義により破壊されてしまったか、または今日に続く西洋の文化的・経済的帝国主義の中に埋没してしまっている。

別グループの同型的国民国家

そうしたことが分かったの受けて、ゆっくりと考えてみることにした。世界中の国々の言語政策を丁寧に調べていくと、言語と民族と国家の規範的同型性の厳格な要件を満たしているように見える民族言語に基づく国民国家が、東アジアと東南アジアに存在していることが明らかになった。この同型的国民国家の東・東南アジアのグループには、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナムが含まれる。もしマレーシア語がブルネイやシンガポールで公的に用いられていなければ、マレーシアもこのグループに含めてよいかもしない。同じように、韓国と北朝鮮についても、もし2つの国に分断されておらず、また朝鮮語が中国の延辺朝鮮族自治州で公的に用いられないければ、同型的国家に数えることができるだろう。

| 地域 | 「分類国」 | 国家の数 | 人口 | 領域 (km ²) |
|---------|---|------|----------|-----------------------|
| 中央ヨーロッパ | アルバニア、ブルガリア、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マケドニア、モンテネグロ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア | 14 | 1億1253万人 | 1,045,756 |
| 東・東南アジア | カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム | 7 | 5億7116万人 | 4,236,127 |

³ こうした計画の背景に「黒幕」は存在しないことは疑いない。それは、政治機構は自らが正当と認められるように、民族言語に基づく国民国家の形をとらなければならないという考えが、すべての人々の間で次第に認められてきた結果である。1918年にこうした考え方方が中央ヨーロッパの政治組織で当たり前となった時に、まるでその目的のための「計画」が急速に実施されていたように見えたのである。

| | | | |
|-----------------------|----------|-------|-------|
| 中央ヨーロッパの東・東南アジアに対する比率 | 200% | 19.7% | 24.7% |
| | (14 : 7) | | |

表6：2007年の中ヨーロッパと東・東南アジアの同型的国家⁴

日本の事例

言語と民族と国家の規範的同型性という思想や実践は、(中央) ヨーロッパから東・東南アジアへ伝播し、その逆ではなかったと仮定しよう。こうした思想の伝播の経路として考えられる3つの可能性について以下で確認してみよう。第一の可能性はプロイセンから日本への経路である。プロイセンは、1871年に、イデオロギー的に民族言語に基づくドイツ帝国の中心となっていた。明治期、日本の選良層は、日本にふさわしい近代化（実際には西洋化）のモデルを模索しており、1871年から1873年にかけて、世界の実情調査のために公式な政府使節団を派遣した（Nish 1998）。統治システムや国家の独立、教育に関して、使節員たちが感銘を受け、最大級の評価を与えたのがドイツ帝国で見たものであった（Kume 2002）。彼らはそれを模範とすることを決定したが、そこには言語政策に加えて、民族言語に基づく均質的な（理想的には同型的な）国民国家の概念が含まれていた（Yeoun Suk 2010: 160-169）。

その後の軍事的・植民地主義的・経済的な成功により、日本は近代性の称号を手に入れた唯一の非西洋国家であると考えられるようになった。その結果、日本自身が、反植民地主義的な国民運動にとっての（Narangoa and Cribb 2003）、またオスマン帝国（Worringer 2014）やアビニシア（今日のエチオピア）などの独立を維持していた非西洋国家にとっての（Clarke 2011: 37-38）参照モデルとなった。そして、モンゴルからオランダ領東インド（今日のインドネシア）、ビルマからフィリピンに至る東・東南アジアの多くの地域に、民族言語的国民国家のモデルをもたらしたのは、20世紀前半の大日本帝国の急速な拡張であった（Mendel 2001; Pluvier 1995: map 52）。第二次世界大戦期、日本の占領統治——中央ヨーロッパにおけるドイツ帝国のそれとは異なり——は、1943年から1945年の間に、東南アジア出身の多くの学生に日本の大学で教育を受ける機会を与えた。戦後、彼らは民族言語的に均質的な国民国家の日本型モデルについての深い知識を祖国に持ち帰り、まずは反植民地主義的な国民運動において、次に植民地からの独立を果たした新しい国民国家において、知識人や政治家として活躍した（Goodman 2001: 254-255）。

⁴ 国家の人口および領域のデータはIndex Mundi（2014）より。

フランス：市民権より言語

第二に、民族言語に基づく均質的な民族国家という思想が、とりわけ東南アジア全域に広まったもうひとつの経路は、フランス植民地帝国の経路である。フランスの国家のイデオロギー的基盤は表向きには市民であるとされるが（Brubaker 1992）、フランス国民国家の現実は完全に民族言語に基づいている。フランスにおける民族言語的な均質化の計画は、フランス革命以降——中央集権化や行政の均質化（または「合理化」）という共和主義的政策の本質的な部分として——継続してきた（Weber 1996）。フランスの民族言語ナショナリズムと他の典型的な同型的国民国家のそれとの間の唯一の違いは、他の政治機構によるフランス語の採用をパリが歓迎しているということである（Poissonier and Sournia 2006を参照）。今日でもなお、フランス語は世界で「もっとも論理的で普遍的な」言語として提示される（Beaucé 1988）。

こうしたフランスの経路を通して、インドシナ半島のフランスの植民地には直接的に、シャム（1939年以降公式にはタイ）には間接的に、思想や政治的技術が移転された。民族言語的に均質な国家という本國主義的理念に固執していたフランスの植民地統治は、典型的な帝国原理である「分割統治 *divide et impera*」に従い、こうした経路を戦略的に利用した。シャムの併合というパリの企ては最終的には失敗に終わったが、フランス人植民地主義者たちは、セルビア語とクロアチア語の違いしかないような民族言語の小さな違いを利用して、シャム東部の（ラオス）地域を獲得することに成功した。その地域はその後フランスの植民地に組み込まれた（Pluvier 1995: map 44を参照）。パリは民族言語を盾にとりその併合を正当化した。その結果、タイ語やタイ文字とは区別されるものとして多くの手間をかけて意図的に創造された独自のラオ語やラオ文字をもつラオ民族が作り出された（Ivarsson 2008: 93-144を参照）。

フランス帝国の圧力を前に、シャムは——それ以前には積極的に自らを多民族的帝国と称していた——民族言語に基づく国民国家というレトリックを受け入れた。それにより1939年には、国名がシャムからタイに変更され（それ以前にも、現地のタイ語で、非公式にではあるがムアン・タイ *Mueang Thai* 「タイ人の国」と呼ばれていた）、国名が国家の主要民族集団のタイ人、およびその言語のタイ語の名前に対応することになった。その結果1939年以降、タイは他の国家や政治機構とは共有されないタイ語を話すタイ民族のための同型的国家へと姿を変えた（Streckfuss 1993）。こうした民族言語ナショナリズムのレトリックは、国家や社会の大規模な西洋化（「近代化」）と結び付き、ヨーロッパの帝国列強がタイにそれ以上の植民地主義的な介入を行うことを難しくした（Winichakul 1994を参照）。

フランスはカンボジアでもラオスにおけるのと同じ政策を推進し、シャム（タイ）との

文化的・宗教的・言語的な結び付きの分断を狙った。そうした目的のために、フランスは、雑誌や書籍の出版でクメール語とクメール文字の使用やその標準化を促進しさえした (Chandler 2000: 159–164; Edwards 2004)。興味深いことに、独自のクメール語を話し、クメール文字で書く、民族言語に基づくクメール民族^{ネイション}が創出された後にも、それに対応する国民国家の名称が採用されることにはなかった。ただし、日常会話での国名スロク・クメール *Srok Khmer* (文字通りには「クメール人の土地」) は、少なくとも 1930 年代以降 (たとえばセミナー雑誌のタイトルなどで) 用いられていた (Edwards 2007: 205 を参照)。

「カンボジア」という名称は、「シャム」という名称と同様にサンスクリット語に起源をもつ。それらの名称が政治的・文化的に好まれた背景には、インドシナ半島の大部分 (今日のビルマ、カンボジア、ラオス、タイ) での国家宗教としての (上座部) 仏教の承認 (第 1 千年紀の前半期) があった。仏典 (三蔵 *Tipitaka*) はサンスクリット語の後裔言語であるパーリ語で書かれた。その言語のブラーーフミー系文字やその異体文字 (サンスクリット語を書くためにも用いられる)、さらには仏教そのものが、サンスクリット語的な用語や名称に高貴な意味合いを与えた。とりわけ 19 世紀の終わりには、仏典の土着語への翻訳を通して、ビルマ語やクメール語、ラオ語、タイ語のコード化が、それぞれの様々な文字体系の整備と並行して進められた。こうした展開やその影響は、宗教改革以後の聖書の翻訳を通じたヨーロッパの土着語の創造と似ている (Juntanamalaga 1988; Norman 1993; Puvier 1995: map 3; Thion 1993; Yamin 1956: 27)。

後にベトナムとなる領域では、19 世紀の後半、カトリックの宣教師たちに続いたフランスが、クメール人やラオ人との民族文化的な違いを維持しながらも、中国からの伝統的な文化的・宗教的影響からベトナム人を切り離そうとした。そのためには、とりわけイデオロギーの象徴的レベルで、ベトナム語の文字の漢字からラテン・アルファベットへの置き換えが何よりも効果的であった (Marr 1981: 136–189)。その後、産声を上げたばかりのベトナムの反植民地主義的な国民運動の中には、フランスへの抵抗を通して近代化と独立を成し遂げようと主張する者たちもいた一方で (Mishra 2012: 193–194)、日本における「近代的」教育にそれを求める声も存在した。後者は、とりわけ東京の 1905 年の対ロシア勝利以降に顕著になった (Vo 2011: 93)。

ソ連：「アファーマティヴ・アクションの帝国」

第三に、民族言語ナショナリズムという政治手法が東・東南アジアに伝えられたまた別の経路として、ソヴィエト連邦に由来する共産主義の経路も考えられる。多くの場合、ソヴィエトの影響は、1949 年に「ソヴィエトの教え子」となった中国を通してたらされた。

両共産国の師弟関係は 1960 年代の中ソ対立まで続いた。そうしたソヴィエト・モデル——ビルマ (後のミャンマー)、カンボジア、中国、ラオス、北朝鮮、ベトナムでも程度の差はあれ採用された——は、民族言語的な多様性に対する一連の政策を備えていた。

戦間期には、民族言語に基づく政策と並行して、ソヴィエト連邦内部の行政の組織化が、あらゆるレベルで行われた (Martin 2001 を参照)。モスクワは、ソヴィエト圏^{プロック}全体に関する政策、換言すれば、構成共和国内部の民族言語的な均質性の強化に関する政策を遂行した。ソヴィエト圏は大部分が同型的国民国家や準同型的国民国家で構成されていたが、ソ連のこの問題に対する立場により、大半が反共主義の住民——民族的に解釈された民族言語的な均質性に高いイデオロギー的な価値を認めていた——も、その新しい制度へ忠誠を示す、または少なくとも渋々ながら承認していた。

様々なレベルの行政機関が民族言語的に定義されるソヴィエト・モデルは、中国に移植された。しかし、ソヴィエト連邦とは異なり、もっとも高次の行政区画においては、中国の領土が民族言語に基づく「連邦共和国」にそのまま割り当てられることはなかった。この点で、今日のロシア連邦と同様に、反対派に対する公式な反論にもかかわらず、中国は、承認された非漢民族の少数民族のための区域自治の制度を備えた、民族言語に基づいた国民国家となる野望を捨てていない (Zhou 2003: 51–55, 169–288 を参照)。しかしながら、東・東南アジアの他の共産主義体制国家は、ヨーロッパにおけるソヴィエト圏諸国の方を選択し、中央集権化と民族言語的な均質化の流れに従うことになった。

伝播の経路の外で

民族言語的に多様な数千にのぼる島々から構成されていたオランダ領東インドでは、植民地統治に「市場マレー語」が用いられた。そこで 1914 年には、一部の「非ヨーロッパの」学校でオランダ語が教授言語として導入され、さらに 1930 年代には「非ヨーロッパ人」の間でその言語の使用を促進するための集中的な取り組みがなされたが、支配的な社会言語学的状況を変えるには至らなかった (Simpson 2007: 318)。1928 年には、誕生したばかりの反植民地主義的な国民運動が、マレー語を国語として採用し、将来の自分たちの国民国家の名をインドネシア (1880 年代にヨーロッパの学術的な用語として考案されていた) に決定した。さらに、国名に倣い、民族運動家たちは言語を「インドネシア語」と改名し、インドネシア語が話される国民国家インドネシアへ向けた計画が立ち上げられた。1942 年の日本による占領、さらには日本の大東亜共栄圏の緩やかな瓦解後の 1945 年の東京によるインドネシアの独立の承認を経ることで、インドネシアの民族運動の信用や正統性が高まった。こうした流れの中、民族運動はオランダ軍との 4 年に及ぶ悲惨な戦いを耐え抜き、

1949年にインドネシアの完全な独立が承認された (Dharmowijono 1989: 298; Swaan 2001: 82, 87)

ビルマ（後のミャンマー）を民族言語に基づく国民国家として創出する過程も、先述の言語と民族と国家の規範的同型性の東・東南アジアへの伝播の3つの主要な経路からは外れているという点で、インドネシアの事例とある程度似ている。1824年から1885年にかけて、後にミャンマーとなる領域は、インドからのイギリス軍によって段階的に占領されていった。それらの領土は英領インドに組み込まれた。20年代から30年代にかけて盛り上がりを見せた反植民地主義的な国民運動は、仏教のビルマと、主としてヒンドゥー教とイスラム教のインドという宗教上の違いと結び付いていた。ビルマは1937年にインドから切り離され、それ自体で英国の直轄植民地となった。インドのその他の場所とは違い、ビルマの民族活動家は、会社や学校における英語使用に反対の立場を示し、ビルマ語の重視を貫いた。1930年、彼らは民族言語的に均質なビルマの国民国家の建設という完全に同型的国家への計画を打ち出したが、それは非ビルマ語話者の民族集団にビルマ化を強制する側面もあった。こうした強引な政策は、国中全域での長期にわたる民族紛争の種として現在に残っている (Bečka 2007: 154–155, 164–166; Watkins 2007: 270–273)。

1948年にビルマは独立を果たす。国名や言語名の書き方に関する今日に続く混乱は、1989年に再びはじめられたビルマ化の新しい波の結果である。「ミャンマー」はビルマという名称のビルマ語形態のもうひとつの音訳であり、英語化された用語「ビルマ」よりもビルマ語の発音に近い。そのため1989年以来、英語でも「ミャンマー」と呼ばれることが国家が要求している。この名称はその国に住む民族やその言語にも用いられるが、いずれも「ミャンマー」である (Bečka 2007: 5; Watkins 2007: 274)。(こうした要求には前例がある。1991年に、ベラルーシが、それ以前に用いられていた「ベロルシア Byelorussia」や「白ロシア White Russia」ではなく、他の言語でも「ベラルーシ」として公式に承認されることを求めていた)。興味深いことに、この「ミャンマー」という名称は、19世紀中頃に起源をもつある程度新しい時代の新造語である (Myint-U 2001: 27)。

誤差または顕著な類似点

権威主義体制なき同型性の可能性

興味深くまた目に付きやすい事実として、現在の中央ヨーロッパと東・東南アジアの完全な同型的国家の大部分は、かつて共産主義国であったか、または現在でもそうである。こうした顕著な事実に対する数少ない例外は、インドネシア、日本、タイ、ノルウェーで

ある。ただし、インドネシアについては、1965年に国内の共産主義者とその家族に対する集団虐殺が行われるまで、共産主義は、脱植民地化後の国民国家の政治・社会生活における中心的な議題のひとつであった (Mehr 2009)。それでも、中央ヨーロッパや東・東南アジアのあらゆる同型的国家は——ノルウェーを唯一の例外として（おそらくこの点では同型的国民国家の「外れ値」であるアイスランドに近いだろう）——何かしらの権威主義体制を経験したことがあるか、または現在でもそうである。こうした事実は、民族言語的な均質化や極端な中央集権化の政策——言語と民族と国家の規範的同型性にはこうした政策が必要となる——の排他的であると同時に（公私両面において）きわめて介入的な特徴に起因すると考えられる。

ヨーロッパとアジアのグループに属する同型的国家はいずれも、その誕生の以前には、より大きな国家や帝国の一部であったか（中央ヨーロッパの場合）、または西洋の植民地帝国による占領や間接統治の下に置かれていた（東・東南アジアの場合）。従って、当時民族言語に基づくナショナリストたちが直面していた社会・政治・経済の現実は、ほとんどの場合が、多言語的かつ多民族的、そして時に多宗教的なものであった。同型的国民国家の国境内でこうした多様性を均質性に転換するためには、中央からの広範囲に及ぶ一連の強制が欠かせなかった。（無論、こうした近代化に伴う「転換」が、規範的同型性とは別のイデオロギー的なパラダイムに従うことがある。その格好の事例が、戦間期のソヴィエト・ベラルーシにおける公的四言語使用や、今日の独立ベラルーシにおける二言語主義である）。社会生活や政治生活のあらゆる側面に関連するこうした徹底的な社会的・政治的な事業は、共同決定の権限が地域レベルの住民に与えられていることが当然であると考えられている自由主義体制下では、到底実施できなかっただろう。自由主義的な状況であれば、住民たちは、おそらく今日のインドやフィンランド、エチオピアで見られるような非領域的または領域的な自治制度を備えた様々な形態の多言語主義的制度の導入を求めたに違いない。

中央集権国家の作り方、またその大規模な官僚制度や行政の中央集権化の運営・維持のモデルは、フランス国民国家で簡単に見つることができた。管見の限り、今日、同型的国家の東・東南アジアと中央ヨーロッパの両グループに含まれるすべての国家で、高度な中央集権化が実現されている。この点で、それらの国々はたしかに民族国家の存立についてのフランス型モデルに倣っているのである。付け加えると、ドイツは、連邦制度（いわば複雑な重層的な自治）という古い政治的伝統が廃止され、厳格な一党独裁の中央集権体制に置き換えられた国家社会主義体制の期間（1933–1945年）に限れば、言語と民族と国家の規範的同型性を獲得する一歩手前まで行った。連邦制度は1949年に（西）ドイツで、1955年にはオーストリアで復活している。

東・東南アジアと中央ヨーロッパのあらゆる同型的国家で、連邦主義や自治権の考えが警戒されているのも無理はない。こうした変革は、民族国家としての存立やその正当化の基盤として重要視されている完全な規範的同型性を即座に放棄させる危険性があるのである。それ故に、ミャンマーで民族言語的に異なる少数派住民の管区が「州」と改称されたのは、内戦後 60 年を経てようやく 2010 年であった。それもそれが国家の連邦化を少しでも推し進めた訳ではない (Myanmar 2014)。その一方で、中央ヨーロッパの同型的国民国家の多くは欧洲連合に加盟しており、こうした超国家的な連邦的制度のために、今後、完全な規範的同型性という理想が損なわれる国家が出てくる可能性も否定できない。

同型的・非同型的国家とその他の国家

先に挙げた 2007 年の中央ヨーロッパの同型的国家とそれ以外の国家についての表 4 と同じような、東・東南アジアの国々についての表を以下に挙げる。2007 年の時点で、おおむね東経 90 度から 150 度、北緯 50 度から南緯 10 度の地域に存在する国家が対象とされている。混乱を避けつつも必要な分析の焦点は保つために、その地域に領土の一部しか含まれていないロシア、インド、バングラデシュ、オーストラリアは対象から除外されている。

それでは理解できるのは、同型的国家の数は当該地域の全国家の 29%、同型的国家と準同型的国家を合わせても 50%を占めるに過ぎず、言語と民族と国家の規範的同型性は、その重要性は否定できないものの、この地域の国民国家の建設や正当化の唯一の基準とはなっていないということである。人口と領土の点で、非同一構造的なナショナリズムのイデオロギー的選好に相対的に重きが置かれているのは、中国が民族言語に基づかない国家のグループに分類されているためである。

| | | | | | | |
|---|--|----------------------------------|--|----|-----|-----|
| カンボジア、イ ンドネシア、日 本、ラオス、ミ ャンマー、タ イ、ヴェトナム [7] | マレーシ아、 モンゴル、北 朝鮮、フィリ ピン、韓国 [5] | 東ティ モール、 パラオ、 台湾 [4] | ブルネイ、中国、 グアム、香港、マ カオ、北マリアナ 諸島、パプアニュ ーギニア、シンガ ポール [8] | 24 | 29% | 50% |
|---|--|----------------------------------|--|----|-----|-----|

表 7：2007 年の東・東南アジアの同型的国家とそれ以外の国家

しかしながら、表に示された状況は、国際化や平板化をもたらす英語のレンズを通してみたものに過ぎない。別の見方では、たとえば朝鮮語で表明される公的立場からすれば、韓国と北朝鮮は、国名や外から見れば共有しているように思える言語の名称を共有していない。朝鮮語で、北朝鮮人は自らの国家と言語を朝鮮 *Chosŏn*、朝鮮語 *Chosŏnmal* と呼ぶが、韓国人は大韓 *Daehan*、韓国語 *Hangungmal* をそれぞれ用いている。朝鮮語では、こうした感情的なイデオロギー的用語の使用を通して、共産主義の「国民」^{ネイション}と資本主義の「国民」を区別しているのである。

イデオロギー的には、こうした状況は、国民を新しい社会主義国に合わせて作り直し、資本主義の西ドイツ人と区別しようとした東ドイツの試みと似ている (Kosing 1976: 222-224 を参照)。とはいえ、ドイツでは、東西双方のドイツ人たちは、民族^{ネイション}と共通言語の名称としてドイツ人・ドイツ語 *Deutsch* というドイツ語用語を共有し続けた。逆に、用語の違いに関しては、韓国と北朝鮮はモルドヴァとルーマニアの例に倣っているように見える。その 2 つの国民国家と民族^{ネイション}の名称は、英語やモルドヴァ語・ルーマニア語で異なり (モルドヴァ *Moldova* とルーマニア *România*)、言語についても、厳密に言えば同一であるものが、ルーマニアではルーマニア語 *Română*、1994 年から 2013 年の間にはモルドヴァではモルドヴァ語 *Moldovenescă* と、制度上異なるものとされていた。

したがって、こうした命名に関する論理を規範的同型性支持の反映と見るのであれば、韓国と北朝鮮の両国は完全な同型的国民国家として分類すべきであり、それぞれ表7の第1列目（つまり「同型的国家」の欄）に移動させなければならないだろう。しかしながら、こうした仮定を受け入れるには、まずは北朝鮮人と韓国人が自身とその国民国家をそのように理解しているのかについて検証してみなければならない。用語の使用だけをもって証拠とするのは不十分である。

言語と文字

東・東南アジアの同型的国家の国語の「遺伝的」⁵分類を調べても、国家同士の距離はその言語間の距離と比例するという点を別にすれば、他にいかなる規則性も見い出せない。

| アルタイ語族 | オーストロネシア語族 | オーストロアジア語族 | タイ・カダイ語族 | シナ・チベット語族 |
|------------|----------------|---------------------|----------------|---------------|
| 日本語 [1] | インドネシア語 [1] | クメール語、ヴェトナム語 [2] | ラオ語、タイ語 [2] | ミャンマー語 [1] |

表8：東・東南アジアの同型的言語とその「遺伝的」分類

東・東南アジアの同型的な言語の文字を調べることで、さらに興味深い情報が得られる。表8にある7つの同型的言語を書き、印刷するために、現在6つもの異なる文字が用いられている。中央ヨーロッパの同型的言語では、用いられるのがキリル文字とラテン・アルファベットのみであることを考えると、両者の違いはきわめて大きい。このヨーロッパの2つの文字は、同じ種類の文字——ひとつの書記素（文字）がひとつの音素（語の意味に変化をもたらし得る言語の最小音）に対応することを理想とする音素文字——である。

| プーラーフミー系文字（音節文字） | 漢字交じり文字（形態素・音節文字） | ヨーロッパ文字（音素文字） |
|---------------------------------|-------------------|-----------------------------|
| クメール文字、ラオ文字、ミャンマー文字、タイ文字 [4] | 日本語の文字 | ローマ字（インドネシア語、ヴェトナム語） [1] |

表9：東・東南アジアの同型的な言語とその文字

東・東南アジアの同型的国民国家の場合、それぞれの国家の違いは言語を通して示されほか、その差異は文字によっても強化される。それぞれの言語は独自の文字で書かれるべきだというのが規範の理想となっている。その結果、東・東南アジアで実践されている規

⁵ この「遺伝的」という用語を括弧でくくっているのは、その比喩的な意味を強調するためである。言語の「遺伝的」分類とは、時間の流れの中で（つまり通時的に）観察される類似性による分類である。この種の分類法はダーウィンの進化論の影響のもとで発展してきた（Schleicher 1869 参照）。しかし、一般的に通時的に類似した言語のグループが「家〔語〕族」と見なされているが、有機体が子孫を産み出すのに對して言語はそうではない。それは生物学からの比喩で、言語の現実についての適切な描写ではない。

範的同型性には、文字という第4の要素を加えることが必要となる。以下、言語と文字と民族と国家の規範的同型性について語る方が適切だろう。

もし西洋の植民地主義がなかったとしたら、ヴェトナム語は相変わらず漢字で書かれ、おそらくはインドネシア語を書くためにアラビア文字の一種が用いたられていたかもしれない。そうであれば、同型的言語ごとに独自の文字という東・東南アジアの理想は実現されていたかもしれない。しかしながら、西洋の植民地主義的・文化的な介入や強制がなければ、東・東南アジアで、民族言語に基づく国民国家の概念が、20世紀中葉以降の国家の存立やその正当化の主要なモデルとなっていたかどうかは疑わしい。こうした同型的な民族国家の採用は、西洋の帝国主義に対する防御反応でもあったのである。

皮肉なことに、民族言語ナショナリズムは、神聖ローマ帝国におけるドイツ語話者による同様の防御反応に起源をもつ。帝国は1806年にフランスの圧力を受けて消滅したが、統治できる国家をもたずに取り残された帝国内のドイツ語話者の占領層は、国家を基盤とする（そして統制された）フランス型のナショナリズムを独創的なやり方で取り入れた。その適用の過程で、彼らはその新しいイデオロギーを、突然国家を失った彼らの窮状（つまりドイツ語話者共同体の多数の国家への分割）に合わせて、民族言語ナショナリズムを作り変えたのである。そのように新たに作り出されたイデオロギーを活用することで、1810年代の終わりに選良層は、革命後に国民国家から変遷したフランス帝国の無慈悲な東方への拡大に対抗するために大衆の支持を集めることに成功した（Greenfled 1992: 352-386を参照）。

クメール語やラオ語、ミャンマー語、タイ語でプーラーフミー系（インド系）文字が使われていることは、それらの言語を話す人々が住んでいる領域が、かつてインダス川からジャワ島にまで及んでいたヒンドゥー文化圏の一部であったことを示している（Pulvier 1995: map 3）。（インドでは、国内に存在する数多くの言語を書き、印刷するために、プーラーフミー文字から派生した多くの音節文字が現在でも使用されている [Singh and Banthia 2004: 182-189]）。同じように、中国の形態素文字の使用は、かつて日本や朝鮮からヴェトナムにまで広がっていた地域における中国の政治的・文化的な影響力の強さを示している（Hermann 1966: 30-31）。他方、ラテン・アルファベットの使用はヨーロッパの帝国主義が残した近年の遺産であるが、実現されてはいないもののインドネシア語におけるアラビア文字使用の可能性は、13世紀から18世紀にかけての今日のインドネシアやマレーシアにおけるイスラム文化によるヒンドゥー文化の置き換えを示している（Pulvier 1995: map 16）。

現在用いられているあらゆる文字は、独立して発明された2種類の文字のいずれかに端を発する。ひとつはメソポタミア、もうひとつは中国で発明された文字である。（メソアメ

リカに生じていた第3の文字は、16世紀にヨーロッパの植民地主義により消滅している)。インドシナはその2つの伝統、ブラーフミー系文字とメソポタミアに由来するヨーロッパ系文字が出会う場所である (Rogers 2005: 4)。現在、漢字は現地で発達した2つの音節文字系と組み合わされて用いられてはいるが、それでも日本における読み書きの基礎をなしている (Campbell 1997: 76–80)。もし韓国と北朝鮮が東・東南アジアのグループの同型的国家に含まれるのであれば、両国が自らの独自の文字を誇示するのもしごく当然だろう。韓国では、日本の状況といくぶん似ており、中国語の形態素文字が現地で考案された音素文字と組み合わさせて用いられている。対照的に、北朝鮮は、1960年代以降その政策は一貫性を欠いてはいるとはいっても、1949年に音素文字体系のみを使用することが決められている (Korean 2014)。

さらなる研究の必要性

本稿では、国民国家の建設やその正当化・維持のイデオロギーとしての民族言語ナショナリズム導入の拡散や過程を検知・測定するために、言語と民族と国家の規範的同型性の分析手法を提案した。この手法を用いることで、現在、同型的国民国家には2つのグループが存在することが明らかになった。中央ヨーロッパのそれと、東・東南アジアのそれである。後者の出現は前者の出現よりも遅いことから、民族言語ナショナリズムについての思想や政治的技術は、(中央)ヨーロッパから(東・東南)アジアに伝播したと提案した。

本稿の後半では、こうした知識の東・東南アジアへの伝播の経路について、考えられる3つの主要な経路を確認した。ドイツからの経路、フランスからの経路、そしてソヴィエト連邦からの経路である。その後、言語と民族と国家の規範的同型性の観点から、現在の東・東南アジアにおける民族文化的・政治的な秩序について簡単な分析を行った。東・東南アジアでは、地域的な特徴として、同型性には文字という第4の要素がそうした付け加えられ、言語と文字と民族と国家の規範的同型性となると考えられる。

東・東南アジアの近代史を調査のために、こうした規範的同型性の分析手法を適用したことで得られる暫定的な結果は、非常に示唆的なものであると確信している。とりわけ、中央ヨーロッパのグループの同型的国家との比較が続けられれば、さらに多くのことが明らかになるだろう。それ故に、東・東南アジアのグループの同型的国民国家の起源、さらにはそれと中央ヨーロッパの同型的国民国家との結び付きの可能性について、さらなる綿密な研究が期待される。しかしながら、こうした課題には、学際的な研究チームにより大規模な共同研究のプロジェクトが行われる必要があるだろう。東・東南アジアと中央ヨーロッパの重要な言語のいくつかについてその運用能力を身に付けること自体が困難であり、

さらに2つのグループの同型的国家の近代についての完全な知識を一人の研究者に期待するのは現実的ではないだろう。

差し当たり、

表6に示した比較によれば、東・東南アジアで規範的同型性を獲得した国家の数は、中央ヨーロッパにおけるその半分でしかない。それでも、東・東南アジア地域の同型的国家は、中央ヨーロッパの同型的国民国家の5倍もの住民を抱えており、民族言語ナショナリズムの影響は——少なくとも長期的に見れば——中央ヨーロッパよりも東・東南アジアの方ではるかに大きいと考えられるということを強調しておきたい。組み合わせとしては自明ではないかもしれない両地域の比較のために研究助成金を申請するには、その意義を説明する必要があるため、その事実はよく心に留めておく必要がある。東・東南アジアと中央ヨーロッパを隔てる1万キロから1万4,000キロにもなる距離は、こうした比較研究のプロジェクトの着手には有利とはならないかもしれないが、不利にもならない。本稿を通じて、こうした比較が学際的で多言語的な調査につながる新しくかつ興味深い方法で、着手する価値が十分にあるものであるということを理解してくれる研究者の方々がいるのであれば大変嬉しいと思う。

June–July 2014

Cill Rimhinn / Saunt Aundraes

科研「書記伝統のなかの標準規範に関する歴史的東西比較研究」
報告書（日本語版）

第1部 東西比較

- 原聖「科研「書記伝統における標準規範の歴史的東西比較研究」のめざす
もの」 3
フロリアン・クルマス（石部尚登訳）「書記体系と標準化」 25
トマシュー・カムセラ（石部尚登訳）「中央ヨーロッパと東・東南アジアの類似性：
言語と民族と国家の規範的同型性」 49
白音門徳（バイルモンド）、珠麗（シュ・リー）「東西文字規範の比較——モンゴ
ル文字を例にして」 70
ディック・スマックマン（石部尚登訳）「標準語標準方言に関する構造主義的、
社会言語学的理論をめぐって」 79

第2部 南アジア

- 藤井毅「拮抗する文字体系：デーヴァナーガリー文字とカイティー文字」 95
名和克郎「識字者が標準規範なしに母語で書く時——ネパール、ビャンス及び
周辺地域のランを事例に——」 120

第3部 欧州

- 原聖「ケルト諸語と言語規範」 133
トマシュー・カムセラ（石部尚登訳）「中央ヨーロッパにおける言語の創造：長期
的な観点から」 150
寺尾智史「中南米における諸言語の規範化」 173
石部尚登「公権力の存在を前提としない書記規範の固定化——ワロン語の「正
書法」を事例に」 184
チアド・デフラーフ（寺尾智史訳）「オランダ語、フリスケ語、低地ドイツ語
——ゲルマン諸語の二つの少数言語とともに示すオランダと関連地域の言語
状況」 200
ニコラス・オストラー（松井真之介、崎山拓郎訳）「ヨーロッパ史の中のラテン
語—古典的規範」 210

書記伝統のなかの標準規範に関する歴史的東西比較研究

原聖（編）（日本語版）

平成28年3月20日印刷
平成28年3月30日発行

編 者：原 聖
発行者：女子美術大学
〒166-8538 東京都杉並区和田1丁目49番8号
電話 03(5340)4514
〒252-8538 神奈川県相模原市南区麻溝台1900
電話 042(778)6616

制作
(株)三元社
〒133-0033 東京都文京区本郷1-28-36鳳明ビル

書記伝統のなかの標準規範に関する歴史的東西比較研究

原聖（編）（日本語版）

書記伝統のなかの標準規範に関する 歴史的東西比較研究

原聖（編）（日本語版）